

株 主 各 位

福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重年勝

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、極力書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面による事前の議決権行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで**に到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社 本社2階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈新型コロナウイルスの感染防止について〉

- ①例年よりも縮小した規模での開催となります。
- ②株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用させていただきます。
- ③会場入口付近で、検温をさせていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。なお、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ④ご来場の株主様は、マスクの持参、常時着用をお願いいたします。
- ⑤お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ok-food.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告
(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動が長期に亘り著しく停滞したことにより、景気は急速に悪化し、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止と事業継続体制維持の観点から、従業員の健康・安全確保を最優先に行い、食品会社としての社会的責任である「食の安全・安心」「食の安定供給」に取り組んでまいりました。

しかしながら、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスの影響により、海外向けの売上が低迷し、国内においては外食関連並びに都市部のコンビニにおいてそれぞれ売上が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は79億64百万円、損益につきましては、売上の大幅な落ち込みにより営業損失は4億22百万円、経常損失は2億78百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は、投資有価証券売却益を計上したことにより1億18百万円となりました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(品目別の状況)

品目別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円、百万円未満切捨て)

品 目		当連結会計年度 (自 2020年4月1日) (至 2021年3月31日)		前連結会計年度 (自 2019年4月1日) (至 2020年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
油あ あげ 加 及工 び品	味付あげ	6,363	79.9	7,491	80.5
	生 あ げ	978	12.3	1,081	11.6
	お で ん	345	4.3	376	4.1
	味付すしの素	96	1.2	116	1.2
	惣菜類等	172	2.2	228	2.5
そ の 他		8	0.1	9	0.1
合 計		7,964	100.0	9,304	100.0

味付あげにつきましては、当社グループの主力製品として業務用を中心に全国展開しております。売上高は63億63百万円(前期比84.9%)となりました。

生あげにつきましては、主に西日本を中心に国内外へ販売しております。売上高は9億78百万円(前期比90.5%)となりました。

おでんにつきましては、主に餅入巾着(外注商品)及びがんもどき(自社製品)等を販売しており、売上高は3億45百万円(前期比91.6%)となりました。

味付すしの素につきましては、味付干瓢及び五目ずしの素等を販売しており、売上高は96百万円(前期比82.4%)となりました。

惣菜類等につきましては、主に外注商品の豆腐類、バーグ類、和菓子類等を販売しており、売上高は1億72百万円(前期比75.3%)となりました。

(剰余金の配当等に関する方針)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題として認識し、長期安定配当を継続するための原資確保に向けた収益力の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の積み上げによる財務体質の強化を基本方針としております。

当会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当社は多額の損失を計上することとなりました。また、第55期下期より稼働予定の新工場関連投資に備えて内部留保を蓄積する必要があるため、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきますたく存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は26億64百万円であります。

その主なものは、新工場建設に係る設備投資21億84百万円、既存工場における生産性の向上、商品の品質向上に向けた設備投資4億79百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	9,229	9,133	9,304	7,964
経常利益又は経常損失 (百万円)	123	14	△19	△278
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (百万円)	115	1	△114	△118
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	31.09	0.33	△30.96	△32.13
総 資 産 (百万円)	8,329	8,252	8,178	10,361
純 資 産 (百万円)	2,371	2,332	2,199	2,060
1株当たり純資産額 (円)	640.53	630.09	594.14	556.64

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	第 51 期 (2017年度)	第 52 期 (2018年度)	第 53 期 (2019年度)	第 54 期 (2020年度)
売 上 高 (百万円)	8,767	8,572	8,792	7,598
経常利益又は経常損失 (百万円)	106	20	△1	△239
当期純利益又は 当期純損失 (百万円)	93	5	△81	△79
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	25.32	1.36	△21.97	△21.42
総 資 産 (百万円)	8,095	8,010	8,004	10,223
純 資 産 (百万円)	2,351	2,316	2,217	2,135
1株当たり純資産額 (円)	635.11	625.61	598.84	576.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、発行済期中平均株式数の総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、当該株式併合が第51期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(5) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止策としてのイベント等の中止や消費者の外出自粛、飲食店の営業時間短縮等の影響により、業務用商品の売上を中心に当社の収益は大幅に悪化しました。

現在においても新型コロナウイルスの感染は継続しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

また、業務用加工食品業界においては、消費者の低価格志向や生産面における人手不足、原材料費の高止まり等により、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のなか、当社グループは、「食の安全・安心」を最優先の基本方針とし、早期に収益力の改善を図るために、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

① 食の安全・安心に係る取組み

食品安全の国際規格である「FSSC22000」に基づき構築した「食品安全衛生マネジメントシステム」を継続的に改善し、「安全・安心・高品質」な商品づくりに努めてまいります。

② 売上の拡大に係る取組み

国内及び海外の大幅な収益低下を回復すべく、国内外の新規先の開拓を進め、業務用、家庭用商品の売上拡大を図ります。また、関東を拠点とする子会社であるベジプロフーズ(株)との連携強化により、東日本向けの商品供給を推進してまいります。

③ 新規商品開発に係る取組み

大豆に関する当社のノウハウを活かし、大豆肉等の健康志向に則した商品を開発するとともに、将来の当社の収益における第二の柱となる付加価値の高い商品の開発に取り組んでまいります。

④ 新工場稼働による収益改善に係る取組み

2021年秋に操業予定である当社新工場を安定的に稼働させ、生産効率と品質の向上を図ることにより、製造原価の大幅削減と商品競争力の強化を実現いたします。

⑤ 生産性向上に係る取組み

生産効率の向上のために「カイゼン活動」、「2S活動」、「人材育成」を継続し、作業方法の改善やロスの削減に取り組むことで、原材料費、動力費の削減を図ります。

⑥ SDGsに係る取組み

国連の掲げる持続可能な開発目標（SDGs）を尊重し、「食の安全・安心」、「原材料・副産物の有効活用」、「エネルギー削減・環境保全」、「人権尊重」等、趣旨に沿った取組みを積極的に展開してまいります。

今後とも食品メーカーとして求められる使命を全うし、収益力の強化と利益拡大を図り、株主の皆様に対する配当開始を早期に実現すべく、全従業員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは加工食品事業の単一セグメントであります。主として油あげの製造・加工及び販売を行っており、主な取扱商品は次のとおりであります。

加工食品事業 (区分)	主 要 商 品
油あげ	いなりあげ・きつねあげ
あげ加	すしあげ・きざみあげ
及工	餅入巾着・がんもどき・練りもの
び品	味付すしの素 味付干瓢・味付椎茸・五目ずしの素
	惣菜類等 豆腐類・バーグ類・和菓子類

(7) 主要な営業所及び工場の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社所在地 福岡県朝倉市小田1080番地1

工場及び支店・営業所・出張所は、次のとおりであります。

事 業 所	所 在 地
甘 木 工 場	福 岡 県 朝 倉 市
甘 木 第 二 工 場	福 岡 県 朝 倉 市
大 刀 洗 工 場	福 岡 県 朝 倉 郡 筑 前 町
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 熱 田 区
大 阪 支 店	大 阪 府 茨 木 市
福 岡 支 店	福 岡 県 朝 倉 市
札 幌 営 業 所	札 幌 市 白 石 区
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
広 島 営 業 所	広 島 市 西 区
鹿 児 島 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
静 岡 出 張 所	静 岡 市 葵 区
高 松 出 張 所	香 川 県 高 松 市

- ② 主要な子会社の事業所
 ベジプロフーズ株式会社
 本社所在地 埼玉県比企郡川島町戸守715

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
434(129)名	4名減(10名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421(103)名	5名減(12名増)	43歳8か月	13年6か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社である株式会社ニッポンは、当社の株式を1,890,914株（出資比率50.85%）、議決権個数18,909個（51.33%）を保有しております。当社は親会社から主として食品の仕入及び融資を受けており、親会社へ主として味付け等を販売するなどの取引を行っております。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、取引ごとに交渉のうえ、合理的な判断に基づき決定しております。また、重要性の高い取引については、取締役会にて適切な意見を得ながら多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
ベジプロフーズ株式会社	30百万円	100%	業務用味付け油あげ等の製造、販売

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	3,629百万円
株式会社ニッポン	2,153百万円
株式会社佐賀銀行	340百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

普通株式	5,540,000株
優先株式	1,321,500株
計	6,861,500株

② 発行済株式の総数

普通株式 3,718,141株 (自己株式15,995株を含む)

③ 当事業年度末の株主数

普通株式 1,211名 (前期比7名減)

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ニッポン	1,890	51.07
株式会社西日本シティ銀行	173	4.67
JA三井リース九州株式会社	169	4.57
甘木共栄会	153	4.13
西日本ユウコー商事株式会社	141	3.83
松井証券株式会社	116	3.14
三井物産株式会社	109	2.96
河井英夫	61	1.66
株式会社サナス	51	1.39
オーケー食品工業従業員持株会	39	1.07

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (15,995株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 重 年 勝	
専務取締役	城 後 精 二	管理本部長兼内部統制部担当役員 兼経営企画室担当役員
常務取締役	豊 原 英 敏	生産本部長
取締役	調 正 範	生産本部副本部長兼大刀洗工場長 兼技術部長
取締役	中 島 大 明	業務本部長兼購買部長
取締役	太 田 伸 一	営業本部長兼営業統括部長
取締役	山 口 鎮 雄	(株)ニッポン 常務執行役員管理部 管掌
取締役	家 永 由 佳 里	徳永・松崎・斉藤法律事務所 弁護士 (株)ミスターマックス・ホールディングス 社外取 締役
常勤監査役	堤 敬 志	
監査役	古 賀 知 行	さくら咲き法律事務所 弁護士
監査役	坂 口 淳 一	ダイヤモンド秀巧社印刷(株) 代表 取締役社長 (株)長崎銀行 社外監査役 立花容器(株) 社外監査役
監査役	中 靄 英 喜	(株)西日本シティ銀行 取締役常務 執行役員 (株)西日本フィナンシャルホールディングス 執 行役員 (株)産学連携機構九州 社外取締役 福岡地下街開発(株) 社外取締役 福岡地域戦略推進協議会 社外監 査役

- (注) 1. 取締役家永由佳里氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役堤敬志氏、監査役古賀知行氏、監査役坂口淳一氏及び監査役中靄英喜氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役古賀知行氏は弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役家永由佳里氏及び監査役古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当事業年度において会社役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。
- 2020年4月1日付

氏名	変更後	変更前
調 正範	取締役生産本部副本部長 兼大刀洗工場長 兼技術部長	取締役技術本部長 兼生産本部副本部長 兼大刀洗工場長 兼技術部長 兼品質保証部長
太田 伸一	取締役営業本部長 兼営業統括部長	取締役営業本部長

2020年6月24日付

氏名	変更後	変更前
城後 精二	専務取締役管理本部長 兼内部統制部担当役員 兼経営企画室担当役員	専務取締役管理本部長 兼総務部長 兼経営企画室長 兼内部統制部担当役員

6. 当事業年度において退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏名	退任時の地位及び担当	退任日
曾根 伸広	取締役業務本部副本部長 兼業務部長 兼営業本部付部長	2020年6月24日
廣田 眞弥	社外監査役	2020年6月24日

(2) 取締役、監査役及び社外役員報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
		基本報酬	対象となる 役員の数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	64,752 (2,400)	64,752 (2,400)	8 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,170 (13,170)	13,170 (13,170)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	77,922 (15,570)	77,922 (15,570)	13 (6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役8名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役4名）、合計12名であります。
2. 対象となる役員の数には、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役4名に使用人分給与相当額25,299千円を支給しております。なお、使用人分給与相当額は上記の表には含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 当社は、2014年6月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
7. 取締役会は、代表取締役社長大重年勝に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
8. 取締役の個人別の報酬等は基本報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しておりません。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬で構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数を考慮した支給基準に基づき決定するものとする。

(ウ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとする。

(エ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する件

個人別の報酬額の内容の決定については、取締役会決議に基づき委任された代表取締役社長が当社の支給基準に基づき決定する。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）並びに各監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する状況

取締役家永由佳里氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の弁護士であり、当社と同所の間特別な関係はありません。

監査役古賀知行氏は、さくら咲き法律事務所の弁護士であり、当社は同所と顧問契約を締結しております。

監査役坂口淳一氏は、ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と営業上の取引があります。

監査役中轟英喜氏は、株式会社西日本シティ銀行の取締役常務執行役員であり、当社は同行より資金の借入があります。また、同氏は株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの執行役員であり、当社と同社の方に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する状況

取締役家永由佳里氏が社外取締役を兼任している株式会社ミスターマックス・ホールディングスと当社の方に特別な関係はありません。

監査役坂口淳一氏が社外監査役を兼任している株式会社長崎銀行及び立花容器株式会社と当社の方に特別な関係はありません。

監査役中轟英喜氏が社外取締役を兼任している株式会社産学連携機構九州及び福岡地下街開発株式会社と当社の方に特別な関係はありません。また、同氏が社外監査役を兼任している福岡地域戦略推進協議会と当社の方に特別な関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会（16回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役家永由佳里	12	75.0	—	—
常勤監査役堤敬志	16	100.0	8	100.0
監査役古賀知行	11	68.8	6	75.0
監査役坂口淳一	16	100.0	8	100.0
監査役中轟英喜	12	92.3	4	66.7

(注) 監査役中轟英喜氏は、2020年6月24日開催の第53期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の役員と異なります。

なお、監査役中靄英喜氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は6回であります。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 家永由佳里	弁護士としての専門的な見地から、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた注意喚起や生産設備の経年劣化に対する定期的な保全の必要性について助言・提言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜必要な発言を行っております。
常勤監査役 堤 敬 志	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 古賀知行	弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 坂口淳一	長年の企業経営で培われた豊富な知識・経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 中靄英喜	長年の金融業界等における豊富な知識・経験等に基づき取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 親会社又は子会社からの役員報酬等の額
該当事項はありません。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を全社的に統括する目的で「リスク管理規程」を定め、当社事業から発生する各種リスクを適切に管理するための体制を整備する。
- ②事業遂行に伴い発生する可能性のあるリスクについては、リスク毎に所管部署を定めリスクの顕在化防止に努める。
- ③各部署でのリスク点検活動における重要事項については、常務会、取締役会へ報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、取締役・従業員が共有する全社的な目標を決定する。各部門の担当取締役は、部門毎に具体的目標と効率的な達成方法を定め、年度事業計画の策定、見直し及び月次、四半期業績の管理を行い、業務遂行阻害要因の分析・改善を図る。
- ②取締役会の下に常勤取締役、常勤監査役等で構成される常務会を設置し、原則、週1回開催する。常務会では、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。

(4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令・社会規範・定款・社内規程を遵守することを行動規範とする。また、その徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制確立のため教育、指導を行う。
- ②「コンプライアンス委員会」の教育・指導に沿って、社員の職務が適切に執行されていることを、内部統制部の業務監査により、監査・確認する。
- ③上記活動については、取締役会に報告するものとし、取締役会はコンプライアンス体制の問題点の把握と改善に努める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社取締役は、経営計画、損益、業務執行状況等に関する報告を定期的に行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社「リスク管理規程」において、子会社も当社のリスク管理体制の適用対象としており、子会社管理の所管部門は、子会社が事業遂行に伴う各種リスクを把握、評価し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社管理の所管部門は、子会社からの報告等に基づき、子会社業務が効率的に行われるように適切な管理を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社の取締役を「コンプライアンス委員会」の委員とし、コンプライアンス委員会は、子会社の業務の適正を確保するためにグループ企業活動を横断的に管理・指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得た上で取締役会が定めるものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループの財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項並びに職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知った時、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく当社監査役へ報告する。
- ②当社監査役が当社取締役会及び常務会に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については監査役へ回覧する。また、監査役は必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③監査役へ上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いは一切行わないこととし、その旨を周知徹底する。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は監査の実施に当たり、内部統制部及び会計監査人と連携を密にし、監査役が必要と認めた時は、弁護士・公認会計士等の外部アドバイザーを任用することができる。
- ②監査役は、その職務の執行について必要と認められる費用をあらかじめ当社に提示するものとし、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用を経理規程に基づき負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築し、システムの適正化を恒常的に図り、適正な運用に努めることにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力による被害防止の体制

[反社会的勢力排除に向けた基本的考え方]

- ①当社は社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ②当社は反社会的勢力から接触を受けた場合には、直ちに警察等しかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

- ①当社は社会的に責任ある企業として、反社会的勢力又はそれらに関係する企業・個人とは一切の取引を行わないこと、一切の関係を持たないことを役職員一同常に意識する。
- ②万一問題が生じた場合、顧問弁護士や警察等の専門家に相談の上、適切に対処する。
- ③当社文書化の「反社会的勢力対応態勢と要領」「反社会的勢力対応の基本的行動基準」に沿って、周知徹底する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下の通りであります。

[情報の保存及び管理に対する取組み]

「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

[リスク管理に対する取組み]

「リスク管理規程」に基づき、リスクを分類、定義したうえで、当社及び子会社におけるリスクを抽出し、各部署にてリスクへの対応策を検討しております。

抽出したリスクについては、各半期終了後、リスク管理活動のモニタリングを実施し、結果について取締役会へ報告することでリスク管理の強化に努めております。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて対策本部を設置し、会社の機能維持のために情報収集と対応策の立案及び社内への周知を実施し、また、新型コロナウイルス感染拡大防止及び社員の安全確保のために必要な措置（テレワーク等）を講じました。

[職務執行の効率性の確保に対する取組み]

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役8名及び4名の社外監査役で構成され、当事業年度中に16回の取締役会を開催し、各議案についての審議並びに各取締役からの職務執行状況に関する報告を受けての質疑等、活発な意見交換を行い、取締役の監督機能を発揮しております。

また、業務執行に係る重要事項を協議するための機関である常務会を当事業年度は47回開催し、様々な経営課題について、取締役会から委譲された権限の範囲内で意思決定を行っております。

[コンプライアンスに対する取組み]

当社におけるコンプライアンス及び損失の危険に関する経営上重要な事項について、具体的、実質的な協議、検討、評価を行うために、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は4回開催しております。

また、期初に各本部の行動計画を含む全社のコンプライアンス年間活動計画を作成し、各本部は同計画に沿って活動しております。同計画には、経営トップによる役職員に向けてのコンプライアンス遵守についてのメッセージの発信等が織り込まれており、その他の活動を通して法令、規程等を遵守することの徹底を図っております。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保することに対する取組み]

当社の役員が子会社の取締役及び監査役に就任し、子会社の職務執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況や当社の指示事項の進捗状況について、適宜報告を受けるとともに、重要事項については適切に承認もしくは決裁などを行い、親会社としての適切かつ実効的な管理を行っております。

さらに、内部統制部は、「内部監査規程」「関係会社管理規程」「リスク管理規程」及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社及び主要子会社の内部統制監査を実施し、その結果について代表取締役、監査役等が出席する常務会に報告しております。

[監査役監査の実効性の確保に対する取組み]

当社の常勤監査役は、社内の重要な会議へ出席したほか、取締役や役員からの意見聴取、内部統制部門からの報告聴取等を通じて業務の執行状況を直接的に確認しております。また、代表取締役、内部統制部及び子会社取締役等との随時の意見交換、会計監査人との定期的な意見交換等を通じて情報交換及び意思疎通を図っております。

[財務報告の信頼性を確保することに対する取組み]

当社は、全社横断的な視点から内部統制システムを構築するとともに、内部統制の整備・運用状況について内部統制部が評価し、必要に応じて担当部署に改善指導を行っております。また、期中の評価結果についての常務会、取締役会への報告・検討を通して内部統制の実効性を向上させております。

(注) 本事業報告に記載している金額及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,919,384	流動負債	4,126,162
現金及び預金	607,373	支払手形及び買掛金	552,664
受取手形及び売掛金	1,220,081	短期借入金	2,370,000
商品及び製品	507,454	1年内返済予定の長期借入金	362,996
仕掛品	34,165	リース債務	59,196
原材料及び貯蔵品	469,716	未払金	380,428
その他	81,189	未払費用	238,863
貸倒引当金	△596	未払法人税等	24,683
固定資産	7,442,276	賞与引当金	61,357
有形固定資産	6,644,843	その他	75,973
建物及び構築物	1,332,022	固定負債	4,174,750
機械装置及び運搬具	1,013,384	長期借入金	1,539,186
土地	1,988,363	関係会社長期借入金	2,075,000
リース資産	101,067	リース債務	198,184
建設仮勘定	2,184,574	預り敷金保証金	25,189
その他	25,429	繰延税金負債	3,679
無形固定資産	173,177	退職給付に係る負債	271,745
リース資産	141,694	資産除去債務	52,324
その他	31,483	その他	9,440
投資その他の資産	624,254	負債合計	8,300,912
投資有価証券	196,719	(純資産の部)	
賃貸不動産	373,042	株主資本	2,063,495
その他	60,057	資本金	1,859,070
貸倒引当金	△5,564	利益剰余金	223,114
資産合計	10,361,660	自己株式	△18,689
		その他の包括利益累計額	△2,747
		その他有価証券評価差額金	16,333
		退職給付に係る調整累計額	△19,081
		純資産合計	2,060,748
		負債及び純資産合計	10,361,660

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,964,899
売上原価		6,541,276
売上総利益		1,423,622
販売費及び一般管理費		1,846,162
営業損失		422,539
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,805	
受取賃貸料	72,647	
助成金収入	37,141	
保険差益	98,178	
その他の	21,323	239,096
営業外費用		
支払利息	26,445	
固定資産除却損	26,983	
賃貸収入原価	34,546	
賃貸費用	4,668	
その他の	2,238	94,883
経常損失		278,326
特別利益		
投資有価証券売却益	171,078	
固定資産売却益	0	171,079
税金等調整前当期純損失		107,246
法人税、住民税及び事業税	11,922	
法人税等調整額	△195	11,727
当期純損失		118,973
親会社株主に帰属する当期純損失		118,973

連結株主資本等変動計算書

（ 2020年4月1日から
2021年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,859,070	342,088	△18,305	2,182,853
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失		△118,973		△118,973
自己株式の取得			△384	△384
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	△118,973	△384	△119,358
当 期 末 残 高	1,859,070	223,114	△18,689	2,063,495

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整 累計額	その 他 の 包 括 利 益 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	18,609	△1,672	16,936	2,199,790
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△118,973
自己株式の取得				△384
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,276	△17,408	△19,684	△19,684
当 期 変 動 額 合 計	△2,276	△17,408	△19,684	△139,042
当 期 末 残 高	16,333	△19,081	△2,747	2,060,748

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,706,986	流 動 負 債	3,960,817
現金及び預金	483,308	支払手形	212,532
受取手形	18,824	買掛金	325,289
売掛金	1,162,023	短期借入金	2,270,000
商品及び製品	490,956	1年内返済予定の長期借入金	362,996
仕掛品	32,835	リース債務	59,196
原材料及び貯蔵品	443,513	未払金	364,934
その他	76,120	未払費用	218,838
貸倒引当金	△596	未払法人税等	24,153
固 定 資 産	7,516,207	賞与引当金	58,969
有形固定資産	6,174,505	設備支払手形	54,745
建物	1,021,543	その他	9,160
構築物	141,287	固 定 負 債	4,127,152
機械及び装置	942,838	長期借入金	1,539,186
車両運搬具	0	関係会社長期借入金	2,075,000
工具器具備品	24,453	リース債務	198,184
土地	1,758,740	預り敷金保証金	25,189
リース資産	101,067	退職給付引当金	224,148
建設仮勘定	2,184,574	繰延税金負債	3,679
無形固定資産	170,815	長期未払金	8,640
電話加入権	1,773	資産除去債務	52,324
ソフトウェア	27,347	その他	800
リース資産	141,694	負 債 合 計	8,087,970
投資その他の資産	1,170,886	(純資産の部)	
投資有価証券	144,719	株 主 資 本	2,118,889
関係会社株式	604,800	資 本 金	1,859,070
長期前払費用	22,480	利益剰余金	278,508
賃貸不動産	373,042	利益準備金	12,668
その他	31,408	その他利益剰余金	265,840
貸倒引当金	△5,564	繰越利益剰余金	265,840
資 産 合 計	10,223,193	自 己 株 式	△18,689
		評価・換算差額等	16,333
		その他有価証券評価差額金	16,333
		純 資 産 合 計	2,135,222
		負債及び純資産合計	10,223,193

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,598,126
売 上 原 価		6,207,353
売 上 総 利 益		1,390,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,766,221
営 業 損 失		375,448
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,804	
受 取 賃 貸 料	71,567	
助 成 金 収 入	30,317	
保 険 差 益	98,178	
そ の 他	19,914	229,782
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,148	
固 定 資 産 除 却 損	26,059	
賃 貸 収 入 原 価	34,546	
賃 貸 費 用	4,668	
そ の 他	2,098	93,522
経 常 損 失		239,187
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	171,078	
固 定 資 産 売 却 益	0	171,079
税 引 前 当 期 純 損 失		68,108
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,392	
法 人 税 等 調 整 額	△195	11,197
当 期 純 損 失		79,305

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,859,070	12,668	345,145	357,813	△18,305	2,198,579
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△79,305	△79,305		△79,305
自 己 株 式 の 取 得					△384	△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△79,305	△79,305	△384	△79,689
当 期 末 残 高	1,859,070	12,668	265,840	278,508	△18,689	2,118,889

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	18,609	18,609	2,217,188
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△79,305
自 己 株 式 の 取 得			△384
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,276	△2,276	△2,276
当 期 変 動 額 合 計	△2,276	△2,276	△81,965
当 期 末 残 高	16,333	16,333	2,135,222

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オーケー食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋田博之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 徳永陽一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーケー食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

参考
書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オーケー食品工業株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 洪 田 博 之 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 陽 一 ①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーケー食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は、継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議を行った結果、監査役4名全員の一致した意見により本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各工場並びに主要な支店・営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

オーケー食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堤 敬 志 ㊟
監査役 古 賀 知 行 ㊟
監査役 坂 口 淳 一 ㊟
監査役 中 薨 英 喜 ㊟

(注) 常勤監査役堤敬志、監査役古賀知行、監査役坂口淳一及び監査役中薨英喜は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後、事業内容の多様化により業容の拡大を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 (現行どおり)
(1)～(6) (条文省略)	(1)～(6) (現行どおり)
(新 設)	<u>(7)</u> 不動産の賃貸、売買および管理
<u>(7)</u> (条文省略)	<u>(8)</u> (現行どおり)

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	おお しげ とし かつ 大 重 年 勝 (1958年1月18日生)	1980年4月 日本製粉㈱（現㈱ニッポン）入社 2007年6月 同社竜ヶ崎工場長 2010年6月 同社福岡工場長 2011年6月 同社神戸甲南工場長 2013年6月 同社執行役員神戸甲南工場長 2014年6月 当社代表取締役副社長 2014年10月 当社代表取締役社長（現任） 2014年10月 バイテク・シーピー㈱代表取締役会長 （現任） 2017年5月 ベジプロフーズ㈱代表取締役社長（現任）	1,700株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>大重年勝氏は、代表取締役社長として重要な業務執行及び経営の意思決定を行い、強いリーダーシップにより社内改革を推進しております。今後も当社の企業価値向上に向けて十分に役割を果たせると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	じょうごせいじ 城後精二 (1959年7月20日生)	1982年4月 ㈱西日本相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行 2008年5月 同行筑肥ブロック長兼前原支店長 2009年10月 同行ローン業務部長 2012年6月 当社取締役 2012年10月 当社取締役総務部長 2014年6月 バイテク・シーピー㈱監査役 2014年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当 2015年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当 2017年5月 ベジプロフーズ㈱取締役（現任） 2019年4月 バイテク・シーピー㈱代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長兼経営企画室長兼内部統制部担当 2021年4月 当社専務取締役管理本部長兼内部統制部担当（現任）	1,500株
(取締役候補者とした理由) 城後精二氏は、管理部門における豊富な経験、幅広い見識を有しており、重要な業務執行及び経営の意思決定を行っております。今後も当社の発展のために寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	とよ はら ひで とし 豊原英敏 (1958年9月15日生)	1988年1月 当社入社 1991年10月 当社生産本部あげ生産部甘木工場長 2006年6月 当社理事あげ生産部長兼大刀洗工場長 2009年6月 当社取締役あげ生産部長兼甘木工場長 2010年1月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 2010年6月 バイテク・シーピー(株)取締役(現任) 2012年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長兼甘木工場長兼甘木第二工場長 2015年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長 2018年7月 当社常務取締役生産本部長(現任)	6,556株
(取締役候補者とした理由) 豊原英敏氏は、生産部門における豊富な経験、幅広い見識を有しており、重要な業務執行及び経営の意思決定を行っております。今後も当社の発展のために寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	しらべ まさ のり 調正範 (1958年8月25日生)	1983年2月 当社入社 2009年6月 当社理事あげ生産部大刀洗工場長 2011年6月 当社取締役生産本部副本部長兼あげ生産部長兼甘木工場長兼甘木第二工場長 2013年6月 当社取締役生産本部副本部長兼生産技術部長兼あげ生産部長兼大刀洗工場長 2019年6月 当社取締役技術本部長兼技術部長兼品質保証部長 2020年6月 当社取締役生産本部副本部長兼大刀洗工場長兼技術部長(現任)	4,600株
(取締役候補者とした理由) 調正範氏は、生産及び技術部門における豊富な経験、幅広い見識を有しており、重要な業務執行及び経営の意思決定を行っております。今後も当社の発展のために寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	なかしまひろあき 中島大明 (1958年10月18日生)	1988年2月 当社入社 2003年12月 当社購買部長 2009年6月 当社理事購買部長 2015年4月 当社理事業務本部長兼購買部長 2015年6月 当社取締役業務本部長兼購買部長(現任)	1,600株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>中島大明氏は、業務部門における豊富な経験、幅広い見識を有しており、重要な業務執行及び経営の意思決定を行っております。今後も当社の発展のために寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	おおたしんいち 太田伸一 (1959年9月8日生)	1982年4月 ニッポン食糧(株)(現(株)ニッポン)入社 2004年4月 同社札幌食品営業所長 2008年6月 同社加工食品部次長兼営業第1チームマネジャー 2015年10月 当社理事営業本部付部長 2016年4月 当社理事営業統括部長 2018年6月 当社理事営業本部副本部長兼西日本営業部長 2019年6月 当社取締役営業本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長兼営業統括部長(現任)	一株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>太田伸一氏は、営業部門における豊富な経験、幅広い見識を有しており、重要な業務執行及び経営の意思決定を行っております。今後も当社の発展のために寄与できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
7	いえなが ゆかり 家永由佳里 (1974年10月26日生)	2003年10月 司法研修所修了（第56期）、徳永・松崎・ 齊藤法律事務所勤務 2010年3月 弁護士登録抹消 2011年12月 弁護士再登録、徳永・松崎・齊藤法律事務 所復帰 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2015年6月 (株)ミスターマックス・ホールディングス社 外取締役（現任） 2016年1月 徳永・松崎・齊藤法律事務所パートナー弁 護士（現任）	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>家永由佳里氏は、弁護士として企業の法務及びコンプライアンスに精通しており、引き続き幅広い経験と高い見識をもとに、独立した客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により今後もその職務を全うしていただけると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 太田伸一氏は、過去10年以内において当社親会社である(株)ニッポンの業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 家永由佳里氏は、社外取締役候補者であります。
4. 家永由佳里氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終了の時をもって6年となります。
5. 当社は、家永由佳里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、家永由佳里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 家永由佳里氏が社外取締役就任しております(株)ミスターマックス・ホールディングスにおいて、2020年11月に従業員が数年にわたり複数の取引先からリベート等として不正に金銭を受領していた事実が判明し、社内調査委員会による調査及び再発防止策の策定が行われました。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんが、日頃から同社の取締役会において法令順守の視点に立った提言を行っており、当該事実の発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、古賀知行氏が任期満了となり、坂口淳一氏及び中蘆英喜氏が辞任されます。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性は引き続き確保できると判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者布施谷剛氏は、監査役坂口淳一氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、坂口淳一氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第56期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	こが とも ゆき 古賀知行 (1954年5月19日生)	1984年11月 司法試験合格(39期) 1987年4月 坂本・金子法律事務所 1992年4月 福岡舞鶴法律事務所 2009年6月 当社社外監査役(現任) 2013年6月 さくら咲き法律事務所開設 現在に至る	一株
	(社外監査役候補者とした理由) 古賀知行氏は、弁護士として法律に精通しており、高い見識と幅広い経験をもとに、当社の監査役として現在も職務を適切に遂行していただいております。なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により今後もその職務を全うしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	※ ふ せ や つよし 布 施 谷 剛 (1965年10月14日生)	1989年4月 日本製粉(株) (現(株)ニッポン) 入社 2016年8月 同社製粉事業本部製粉業務部次長兼計画管理チームマネジャー 2017年3月 同社経理・財務部財務グループ長 2017年7月 同社経理・財務部財務グループ長兼 I R 室長 2019年7月 同社経理・財務部副部長兼財務グループ長兼 I R 室長 現在に至る	一株
(監査役候補者とした理由) 布施谷剛氏は、当社の親会社である(株)ニッポンにおいて幅広い職務経験と経理・財務に関する知識を有しており、これらの豊富な経験と知識を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、監査役候補者いたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 古賀知行氏及び布施谷剛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 古賀知行氏は、社外監査役候補者であります。
4. 古賀知行氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
5. 布施谷剛氏は現在、当社の親会社である(株)ニッポンの業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、その地位及び担当は、「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
6. 当社は、古賀知行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社は、同氏が運営しているさくら咲き法律事務所に法律事務を委託しておりますが、その年間報酬額は60万円であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 当社は、古賀知行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、布施谷剛氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

招集し通知

事業報告

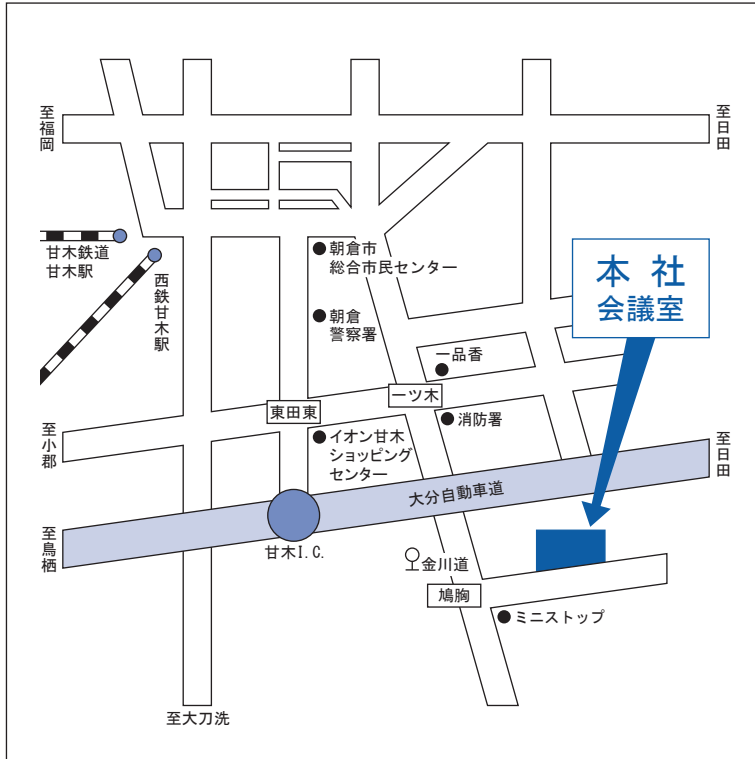
計算書類

監査報告

参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県朝倉市小田1080番地1
オーケー食品工業株式会社 本社 2階会議室
電 話 0946-22-7131



交通のご案内

- 甘木観光バス田主丸線 金川道より徒歩5分
- 大分自動車道甘木インターチェンジより車で5分